

顧問税理士から

平成26年度税制改正 「医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置」の創設



税理士法人元木会計 税理士 元 木 英 明

I. はじめに 社団医療法人の現状について (一人医師医療法人を含む)

「出資持分の定めのある社団医療法人（以下、持分あり医療法人という）」の著しい増加は、昭和60年における第一次医療法改正にあります。その改正の目的は①病院病床数が増加し医療費の増大を抑制するために「地域医療計画の策定・病床数を規制すること」であり、その見返りに②医師会等から要望が多かった「一人医師医療法人制度の創設」が認められたことに起因します。

従前の医療法人は医師が常時3人以上勤務する医療施設が必要でしたが、改正後は医師数の制限がなく一人の医師の個人診療所でも法人形態により経営を行うことが可能になりました。

個人事業を医療法人化する主な目的は、①医療法人と医師個人の家計を分離することにより経営基盤の強化を図ること。②医療従事者の社会保険加入等を含め、労務管理等も円滑にできること。さらに、③医業に係る個人の事業所得には所得税が課税されます。当時の所得税の累進税率は非常に高く、重税感のあった税金が「個人事業者」から「法人」に変わることによって「事業者本人等も法人からの給与所得」になり、税金が毎月、毎年平均化すること等々のメリットがあることから、医療法人の数が急増したものと考えられます。

このたびの「医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置」は、下記に掲げる表（参考）のとおり、医療法人全体の83%を占める「持分あり医療法人」の将来について、国（厚生省及び財務省）がその方針を明らかにしたものであると考えます。

（参考）平成26年3月31日現在の医療法人数は以下の表のとおりです。

都道府県名	医療法人（総数）				出資額 限度法人 （再掲）	基金拋出 型法人 （再掲）	特定医療 法人 （再掲）	社会医療 法人 （再掲）
	総数	社 団						
		総 数	持分有	持分無				
全 国	49,889	49,498	41,476	8,002	268	6,202	375	215
形態÷ 全国総数	—	99%	83%	16%	0.5%	12%	0.7%	0.4%
広 島	1,401	1,400	1,207	193	7	168	7	5

* 社団医療法人のうち「持分有り医療法人」は83%であり、平成20年以降、「基金拋出型法人」が毎年1,000件程度増加している。なお、基金拋出型法人は、基金の拋出はあるが「出資持分のない医療法人」である。

Ⅱ. 出資持分に係る「相続税」及び「贈与税」の問題はなぜ発生するのか？

1. 移行問題について

(1) 「持分あり医療法人」の今日的課題は、医療法54条に「医療法人は、剰余金の配当をしてはならない」と明確に規定していることから、法人から利益剰余金の法人外への流出が見込めないことに起因します。すなわち法人設立時から現在まで「蓄積された純資産の総額」によっては、出資者の死亡により相続人に対して多額の相続税が課税される恐れがあります。

(2) また、出資者の退社に伴い「出資金の払戻し請求額」が医療法人の存続そのものを揺るがせかねない問題も起きます。例えば、東京高裁で争われた八王子事件(*)あるいは最近では最高裁で争われたみなし贈与事件(**) 等があります。これは医療法人の定款において「社員退社時や解散時の残余財産について、払込出資額に応じて分配すること」と規定していますので、払込出資額だけではなく「蓄積された純資産の総額」も分配の対象になるからです。

*八王子事件 この訴訟は東京・府中市の「持分あり医療法人」が「出資額限度法人」への定款変更をめぐり、その変更方法に瑕疵があるとして「医療法人の時価ベースによる出資持分払戻し請求」で、医療法人に対し37億4,900万円を請求。平成12～15年にかけて裁判で争ったもの。

**みなし贈与事件「持分の定めのある医療法人」が、出資口数を110株から200株に増資。増資に応じた原告は1口5万円でこれを引き受けた。これに対し所轄税務署長は当該医療法人の評価が増資時において7億円を超えているとして、その出資引き受けは「著しく低い価額の対価によって利益を受けたもので、みなし贈与に当たる」として贈与税の課税処分をした。平成22年に最高裁の控訴審で課税処分の取り消しをされた事件。

(3) 出資金の生前贈与の問題もあります。例えば次世代への病医院等の承継を考え、医療法人の出資持分を子や孫に生前に贈与して移転する場合も同様に贈与税の課税も多額になることが予想されます。

(4) しかし、平成19年の医療法改正によって、より一層の「非営利性の徹底化」や「医療の公益性や透明性の確保」を目的として「持分あり医療法人」の新設は認めないこととなり、当該医療法人は「当分の間、存続する」ということになりました。このことに端を発して、医療法人の「移行問題」が大きく取り上げられることとなりました。

(5) 但し「持分あり医療法人」から「持分なし医療法人」への移行は強制的なものではなく、かつ、税制面でのハードルが高いため現在まで遅々として進んでいませんでした。

(6) そこで、このたびの平成26年度税制改正で、「医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等」の特例措置を創設し、移行を円滑に行うことが可能となるように「税制上」の考え方が示されました。本稿では平成26年6月末時点で明らかにされている改正内容を皆さまにお知らせします。

(但し、平成26年10月1日より認定制度の施行等が開始予定ですので移行に関する具体的な詳細情報には注意して下さい)

2. 「持分あり医療法人」の「問題」とは何か？

税制改正前（問題1）

出資者・甲が死亡し、相続が発生した場合の相続税はどうなる？

（1）医療法人〇〇会の設立時における貸借対照表（B/S）

（仮）出資者は、甲（院長）、乙（院長弟）、丙（院長の妻）の3名である。

現金 10,000 千円	出資者・甲 5,000 千円 10 分の 5
	出資者・乙 4,000 千円 10 分の 4
	出資者・丙 1,000 千円 10 分の 1
現金 10,000 千円	出資合計 10,000 千円

医療法人〇〇会の設立から

現在 30 年経過

（2）医療法人の直近の貸借対照表（B/S）

現預金 110,000 千円	出資金 10,000 千円
土地 300,000 千円	
建物 200,000 千円	純資産 700,000 千円
医療機器 100,000 千円	(任意積立金・繰越利益剰余金等)
合計 710,000 千円	合計 710,000 千円

【純資産】
出資金の評価は
設立時の **70 倍!!**

問題の発生!!

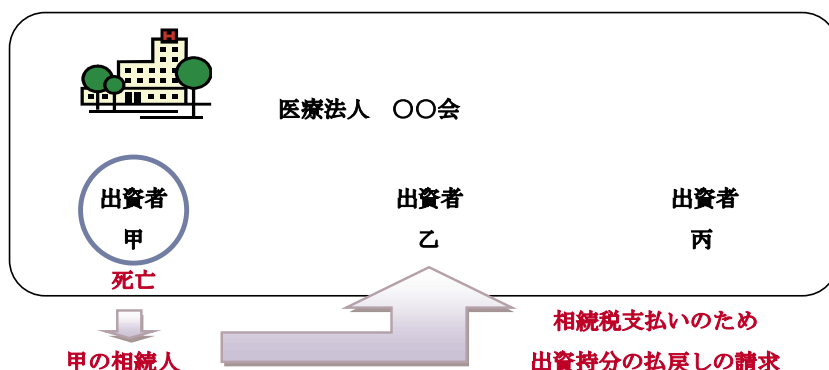
甲の出資・評価額	3 億 5 千万円
乙の出資・評価額	2 億 8 千万円
丙の出資・評価額	7 千万円

（解説）被相続人・甲の遺産総額は、甲の所有する自宅、預貯金、有価証券、株式その他の財産に加え、甲の所有する医療法人〇〇会の出資金の評価額（純資産）＝5,000 千円×70 倍＝**3 億 5 千万円**が、相続財産に加算され甲の遺産総額となります。そのため、甲の相続人にかかる相続税は高額となり、相続人は多額の相続税の支払に苦慮することになります。

（*出資持分の評価は簡略化していますのでご了解ください）

税制改正前（問題2）

相続税支払いのため 「出資持分の払戻し請求」を受けた場合どうなる？

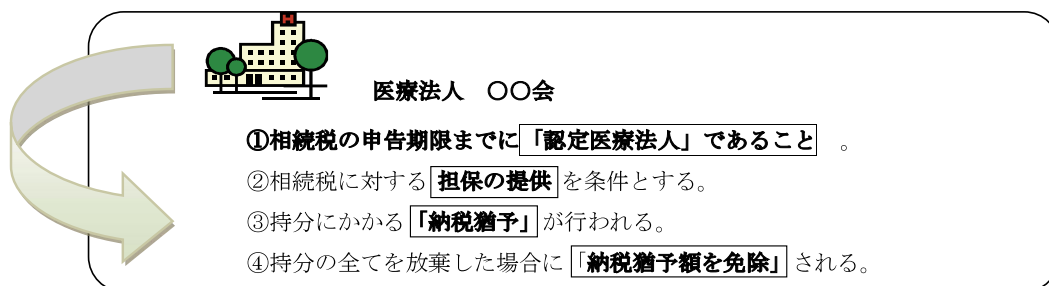


甲の相続人⇒甲の妻と子・A、子・Bは、相続税の支払いのために、医療法人〇〇会に対して、出資持分の払戻し請求を行い、3億5千万円の現金の支払を受けた。医療法人は多額の現金がないため、銀行から借入をして実行した。特例措置の施行前では、この払戻し金額は「相続財産に加算」され、相続人に対し多額の相続税が課税されます。

税制改正後（問題3）

「相続税」は、どう変わるのか？

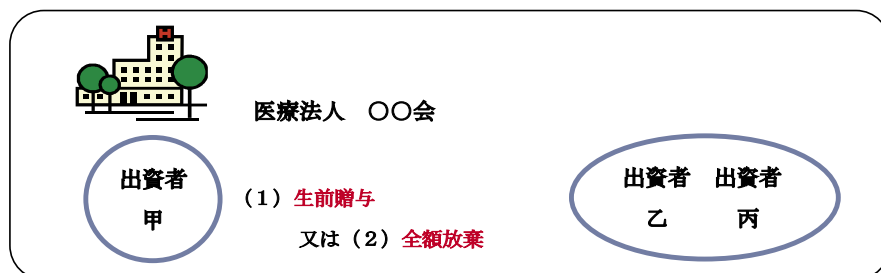
【改正条文の概要】持分の定めのある医療法人の持分を「相続又は遺贈により取得した場合、その医療法人が相続税の①申告期限において「認定医療法人」であるときは、②担保の提供を条件に、その相続人が納付すべき相続税額のうち、③その認定医療法人の持分に係る課税価格に対応する「納税を猶予」し、④移行期間中に相続人が持分の全てを放棄した場合には、「納税猶予額を免除する」。ただし、認定制度施行3年以内に「持分なし医療法人」へ移行する計画を提出 ⇒「認定医療法人」になっていることが条件。



【解説】この相続税の「猶予」と「免除」の内容のうち、注意すべきは「申告期限（10カ月）において認定医療法人であることの項目」が重要です。例えば数年内に「持分あり」から「持分なし」への移行をする予定の医療法人に限っては、「いざという時に慌てないため」に早急に認定医療法人の準備をしていることが肝要でしょう。「相続はいつ発生するかは、まさに神のみぞ知る？」ことから。

税制改正前（問題4）

出資持分の「贈与」又は「放棄」の問題はどうなる？



(1) 甲が「甲の長男A、次男B」への生前贈与する場合

甲は生前に、長男Aと次男Bに対し、持分有り医療法人の出資金を均等に贈与したいと考えています。この場合、贈与税はどうなるのでしょうか？（計算式は省略）

【結論】8,470万円×2人分 ⇒ 約1億7,000万円の贈与税が課税されます。

（なお、平成27年1月1日から贈与税の最高税率は「50%から55%」に増率される予定です）

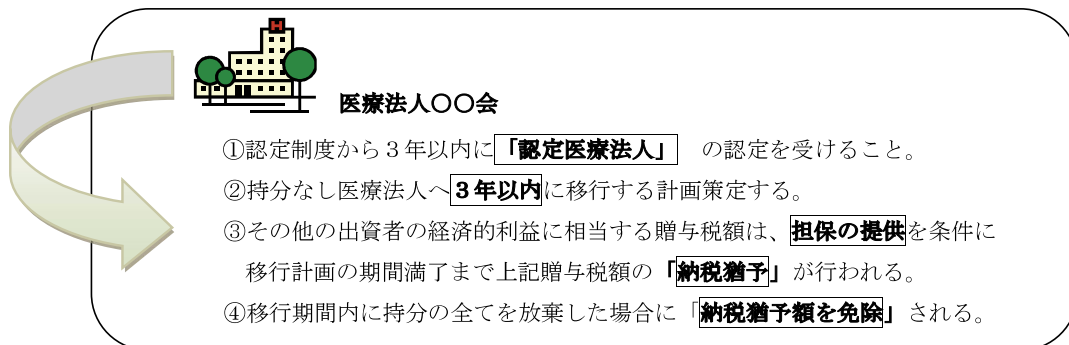
(2) 甲が出資の全額放棄をする場合

甲は、甲のもつ出資を全額放棄することも考えています。この場合、出資金の放棄なので税金問題は生じないと思いますが、どうでしょうか？

【結論】出資持分の放棄は、「甲の出資持分に対応する純資産の増加分」が、「乙及び丙」に結果的に移ることになり、乙及び丙に対し多額の贈与税が課税される。

税制改正後（問題5）

(1) 生前贈与の場合 (2) 出資持分の全額放棄の場合はどうなる？



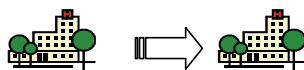
(解説)「生前贈与」又は「持分の放棄」についても「贈与税が課税」されるために「出資者の持分」の移転が困難でしたが、今回の税制改正で「上記①から④の項目」をクリアすれば、当該移転に関しては贈与税額が猶予され、免除されることとなります。



ただし、以下の項目については重要です！！

Ⅲ. 納税猶予の特例措置を検討する際に 一番大きな「問題点」は、次の事項です！！

問題 4



持分あり医療法人④会 ⇒ 持分なし医療法人④会

移行計画内に医療法人④会の出資持分を放棄！



持分あり
医療法人④会の「純資産」を、各出資者から医療法人④会に贈与したものと
持分なし
医療法人④会を個人とみなして贈与税を課税する！！

ただし、社会医療法人又は特定医療法人並みの一定の要件を満たせば、課税されない。

一定の要件：相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められないもの等々の厳しい基準がある。

(解説)「持分あり医療法人」の「純資産」とは、法人の「資産総額から負債総額を差し引いた金額」を指します。資産総額に表示されている「土地・建物・有価証券等」については評価時点における相続税評価額(時価)を計算することになります。

医療法人の「純資産」は、その地域における患者さんのために病医院に必要な土地や建物を取得し、また絶えず医療機器等々の更新をすることで長期間に亘って得られた法人の財産です。重要なことは、それらに相応する多額の借入金の返済等を実行し、且つ法人所得については、法人税等や固定資産税等々の税金を支払い続けた結果としての「純資産」です。

したがって再び法人の移行時に「贈与税の課税」を受けることについては、なかなか理解することは難しい内容だと思われます。また、その純資産は決して現預金だけの溜まりではないことも問題です。つまり「移行先の法人」を「個人」とみなして贈与税が課税されるので、移行先の新しい医療法人に現預金の移行も同時にしていないと、贈与税が支払えないという状況にもなりかねません。

ただし、現在の医療法人の「純資産が多額ではない医療法人の場合等」は、これを機会に多少であれば「移行先の法人」が贈与税の支払いをしても「持分あり医療法人」から「持分なし医療法人」へ移行するチャンスだともいえます。

【注意】 このたびの「特例措置」については、即断をしないで下さい。

先ずは、ご自分の「医療法人の純資産額」を税理士等の専門家に依頼して正しい評価額を知ることが大事です。そのうえで「特例措置にかかる相続税、贈与税の問題」について充分にご理解をされ「移行計画」を立案してください。